

### 3. まちづくり基本条例推進委員会のあり方について

第21条 まちづくり基本条例推進委員会（以下「推進委員会」という。）は、市長の諮問に応じ、協働のまちづくりの推進に関する重要事項について審議し、市長に答申するものとする。

2 市長は、この条例の見直しに当たっては、推進委員会に諮問するものとする。

3 推進委員会は、市長から諮問される事項のほか、協働のまちづくりの取り組みについて審議及び評価を行い、見直しが必要な場合においては、市長に提案するものとします。

#### 【瑞穂市の「協働」の定義】

##### 第1章 総則（定義）第2条

(5) 協働 地域又は社会の課題の解決を図るため、市民が相互に、又は市民、議会及び市の執行機関がともに、お互いの立場を尊重し、かつ、信頼し、協力して取り組むことをいいます。

### 4. 平成25年度推進委員会の進め方について

#### 【今後のスケジュール（案）】

平成25年	5月29日	第1回推進委員会	委員会方針決定
	10月	第2回推進委員会	テーマ選定
平成26年	2月	第3回推進委員会	審議結果中間とりまとめ (中間報告作成・提出)
平成26年	4月	第1回推進委員会	最終検討（報告案作成）
平成26年	6月	第2回推進委員会	最終報告書とりまとめ（報告書提出）
平成26年	7月	推進委員改選（新委員委嘱）	